

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	2
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出 (")	2
○介護保険法による介護老人保健施設の事業の廃止の届出 (")	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の名称の変更の届出 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出 (")	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	4
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	4
◎「令和8年度高知県働き方改革セミナー開催委託業務」に係る公金事務の委託 (雇用労働政策課)	4
◎「令和8年度高知県ワークライフバランス推進事業」に係る公金事務の委託 (")	4
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	5
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	6
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	6
公 告	

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- 土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可 (2件) (") 7
- 高知県選挙管理委員会告示
- 当選の効力に関する異議の申出を却下した決定に関する審査の申立てに対する裁決 (6・22掲示) 7

告 示

高知県告示第440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3971000470	医療法人慈恵会	四万十市中村小姓町75番地	令和7年12月1日	訪問介護ステーションなかむら	四万十市中村小姓町82番地1	訪問介護
3962590067	医療法人山秀会	高岡郡越知町越知甲2107－1	〃	訪問看護ステーションすすむ	高岡郡越知町越知甲2107－1	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970500827	合同会社MAKUR e	土佐市用石185番地3	令和8年2月1日	訪問介護事業所Bright	土佐市用石185番地3	訪問介護
3970400846	医療法人地塩会	南国市後免町三丁目1－27	令和8年3月14日	ケアハウス七つ星	南国市下野田字行延135番地	特定施設 入居者生活介護

高知県告示第441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3972400919	社会福祉法人伊野福祉会	吾川郡いの町波川560－2	令和8年1月1日	デイサービス駅前ゆとりあ	吾川郡いの町新町1 MMPビル3階南	通所介護

3970300012	社会福祉法人土佐厚生会	南国市左右山290番地の2	令和8年1月31日	ホームヘルプステーションやながれ	安芸市赤野甲561番地の2	訪問介護
3972400661	社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会	吾川郡仁淀川町大崎264－8	令和8年3月31日	デイサービスセンターせいらん荘	吾川郡仁淀川町長者乙2435	通所介護
3970600114	社会福祉法人須崎福祉会	須崎市上分丙1758番地2	〃	老人デイサービスセンターよこなみ	須崎市浦ノ内東分168番地194	通所介護
3970400788	株式会社あかつき	高知市大津乙985番地6	〃	ヘルパーステーションわかば	南国市大桶甲1639番地3	訪問介護
3972400059	高吾北広域町村事務組合	高岡郡越知町越知甲2129番地7	〃	高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホームもみじ荘	吾川郡仁淀川町岩丸848番地	短期入所 生活介護 介護予防 短期入所 生活介護

高知県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類
3972400059	高吾北広域町村事務組合	高岡郡越知町越知甲2129番地7	令和8年3月31日	高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホームもみじ荘	吾川郡仁淀川町岩丸848番地	介護老人福祉施設

高知県告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類
3952580037	医療法人川村会	高岡郡四万十町見付902番地1	令和8年2月28日	介護老人保健施設アザレア	高岡郡四万十町見付902番地1	介護老人保健施設
3952580029	医療法人高幡会	高岡郡四万十町古市町6番12号	令和8年3月31日	介護老人保健施設あけぼの	高岡郡四万十町古市町6番12号	介護老人保健施設

高知県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	合同会社訪問看護ステーションあんこ	吾川郡いの町波川1913ー2	合同会社訪問看護ステーションあんこ 吾川郡いの町1874	令和8年3月1日
変更後	訪問看護リハビリステーションこもれび			

高知県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護	吾川郡いの町	株式会社いろ	令和8年

	リハビリ ステーシ ョンいろ は	波川1913－2	は 吾川郡いの町 波川664－1	3月1日
変更後		香美市土佐山 田町旭町五丁 目2－4		
変更前	訪問看護 リハビリ ステーシ ョンこも れび	吾川郡いの町 1874	合同会社訪問 看護ステーシ ョンあんこ	〃
変更後		吾川郡いの町 波川1913－2	吾川郡いの町 1874	

高知県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和8年3月31日	高吾北広域町村事務組合 高岡郡越知町越知甲2129－7	高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホームもみじ荘 吾川郡仁淀川町岩丸848番地 短期入所生活介護 介護老人福祉施設 介護予防短期入所生活介護

高知県告示第447号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
- (2) 届出者の住所
高知市薊野南町28番12号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン土佐高岡店
土佐市高岡町甲221番1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エースワン 代表取締役 中山 太陽
高知市薊野南町28番12号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社エースワン	代表取締役 中山 太陽	高知市薊野南町28番12号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年2月17日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,074平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
86台
イ 駐輪場の収容台数
40台
ウ 荷さばき施設の面積
63平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
47立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前零時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
令和8年6月16日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
土佐市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年6月16日に指定し、公金事務を同月18日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市北本町一丁目10－28	株式会社 a d e a r	「令和8年度高知県働き方改革セミナー開催委託業務」により支払う講師への謝金及び旅費並びに会場使用料	令和8年6月18日から令和9年1月8日まで

高知県告示第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年6月23日に指定し、公金事務を同月26日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託した	委託期間

事務所の所在地	名称	公金事務に係る 歳入等又は歳出	
広島県広島市南区金屋町3-13 タミヤビル6階	株式会社ワーキンエージェンツ	「令和8年度高知県ワークライフバランス推進事業」により支払う高知県ワークライフ推進アドバイザーへの謝金	令和8年6月26日から令和9年3月31日まで

高知県告示第450号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11657414561	令8・5・15	北百合 (全和褐264)	牛	褐毛和種	令4・12・9	1級	南国市 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11389959828	令8・5・15	岩嶺桜 (全和褐247)	牛	褐毛和種	平29・8・14	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11500039323	令8・5・15	南川姫 (全和褐253)	牛	褐毛和種	平30・11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11380514309	令8・5・15	百合土佐 (全和褐254)	牛	褐毛和種	令元・6・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11407263326	令8・5・15	北若南 (全和褐259)	牛	褐毛和種	令2・1・31	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11600849440	令8・5・15	桜観月 (全和褐260)	牛	褐毛和種	令2・5・13	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11589468328	令8・5・15	第8千代竜 (全和褐261)	牛	褐毛和種	令3・5・4	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11626306941	令8・5・15	南沢桜 (全和褐262)	牛	褐毛和種	令4・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11646102707	令8・5・15	石根桜 (全和褐263)	牛	褐毛和種	令4・3・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11589468397	令8・5・15	多津北 (全和褐266)	牛	褐毛和種	令5・4・26	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11503600056	令8・	土佐五月	牛	褐毛	令5・	1級	高岡郡佐川町

	5・15	（全和褐267）		和種	11・3		高知県畜産試験場
11679652927	令8・ 5・15	山秀美 （全和褐268）	牛	褐毛 和種	令5・ 11・8	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11645803056	令8・ 5・15	幸音桜 （全和褐269）	牛	褐毛 和種	令5・ 12・31	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第451号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和8年6月高知県告示第385号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年6月12日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年7月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
高知市曙町二丁目 119番1から 高知市朝倉本町二丁目933番7まで	前	7.7 } 39.0	653
	後	16.0 } 55.5	653

高知県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年7月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梅ノ辻朝倉
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
高知市曙町二丁目		10.9	

877番5から 高知市曙町二丁目 880番2まで	前	12.4	28
高知市曙町二丁目 877番5から 高知市曙町二丁目 877番1まで	後	10.9 11.8	13

高知県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年7月14日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 朝倉伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
高知市朝倉字横田乙 881番12から 高知市朝倉字土居ノ 前乙998番まで	前	15.2 29.5	115
高知市朝倉字横田乙 881番2から 高知市朝倉字土居ノ 前乙998番まで	後	19.4 33.8	106

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ
り、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した
役員の届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	濱口 嚴啓	高知市孕西町132番地
〃	熊澤 秀治	〃 新田町6番30号

〃	小松 淳一	〃 潮新町一丁目2番35号
〃	武市 佳男	〃 中の島1番93-201号
〃	山中 伸一	〃 塩屋崎町一丁目11番4号
〃	成岡 公男	〃 新田町20番35号
〃	小松 涼子	〃 潮新町一丁目2番34号
監事	楠瀬 博之	〃 役知町27番16号
〃	千頭 浩二	〃 高見町33番地
〃	池内 康雄	〃 高須新町二丁目1番18号 Kハイ ツ301号室

(就任)

理事	濱口 嚴啓	高知市孕西町132番地
〃	熊澤 秀治	〃 新田町6番30号
〃	小松 淳一	〃 潮新町一丁目2番35号
〃	武市 佳男	〃 中の島1番93-201号
〃	山中 伸一	〃 塩屋崎町一丁目11番4号
〃	岡本 一世	〃 役知町18番3号
〃	小松 涼子	〃 潮新町一丁目2番34号
監事	楠瀬 博之	〃 役知町27番16号
〃	千頭 浩二	〃 高見町33番地
〃	池内 康雄	〃 高須新町二丁目1番18号 Kハイ ツ301号室

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定によ
り、安芸市穴内六丁土地改良区から次のとおり退任し、及び就任
した役員の届出があった。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	前田 豊一	安芸市穴内甲221番地
〃	仙頭 文雄	〃 〃 甲1186番地1
〃	前田 貢	〃 〃 甲232番地
〃	野町 幸史	〃 〃 甲1036番地
〃	前田 徳義	〃 〃 甲1060番地
〃	國田 昌文	香南市夜須町手結山1558番地11
監事	小川 広海	安芸市穴内甲118番地1
〃	野町 雅樹	〃 〃 甲567番地2

(就任)

理事	前田 徳義	安芸市穴内甲1060番地
〃	仙頭 文雄	〃 〃 甲1186番地1
〃	前田 貢	〃 〃 甲232番地
〃	野町 幸史	〃 〃 甲1036番地
〃	小原 貞子	〃 港町一丁目5番27号
〃	野町 雅樹	〃 穴内甲567番地2

監事	小川 広海	〃 〃 甲118番地1
〃	國田 昌文	香南市夜須町手結山1558番地11

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ
り、安芸市伊尾木土地改良区の定款の変更を令和8年7月2日に
認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ
り、安芸市伊尾木岡台土地改良区の定款の変更を令和8年7月2
日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年7月14日

高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第87号

令和8年3月29日執行の香美市長選挙における当選の効力に関
する審査申立人からの異議の申出を却下した令和8年4月14日付
け香美市選挙管理委員会の決定に係る審査の申立てに対して裁決
したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定に
より次のとおり告示する。

令和8年6月22日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

（原文掲載）

裁決書

鹿児島県薩摩川内市平佐町1丁目13番地
トラスト川内カルディオ101号

審査申立人 永井 豪

上記審査申立人（以下、「申立人」という。）から令和8年4
月16日付けで提起された、同年3月29日執行の香美市長選挙（以
下、「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の
申立て（以下、「本件審査の申立て」という。）について、高知
県選挙管理委員会（以下、「当委員会」という。）は、次のとお

り裁決する。 主文 本件審査の申立てを却下する。 理由 第1 本件審査の申立ての趣旨 1 審査の申立ての経緯 （1）異議の申立ての経緯 ア 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、令和8年4月2日付けで香美市選挙管理委員会（以下、「市委員会」という。）に対し異議の申出（以下、「本件異議の申出」という。）を行った。 イ 市委員会は、令和8年4月14日、本件異議の申出を却下する決定（以下、「原決定」という。）を行った。 （2）審査の申立て 申立人は、原決定を不服として、令和8年4月16日付けで、当委員会に対し本件審査の申立てを行った。 その後、申立人は、当委員会からの補正命令に対して、令和8年5月4日付けで、当委員会に対し補正された審査申立書の提出を行った。 2 審査の申立ての趣旨 原決定を取り消し、本件選挙の当選人の当選は無効とするとの裁決を求める。 3 審査の申立ての理由 申立人から提出された審査申込書に記載された審査の申立ての理由は以下のとおりである。 「当選人と名誉毀損罪について話をしたが、やはり理解してもらえなかった。名誉毀損罪があった。 よって、名誉毀損罪を審査申立ての理由とした。」 第2 裁決の理由 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下、「法」という。）第206条第2項の規定によれば、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関する審査の申立ては、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができるとされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もつて選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意である」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とされている。その趣旨に照らせば、同項所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである。 当委員会の審査の結果、申立人は、本件選挙の選挙人ではなく、また、公職の候補者ではないため、法第206条第2項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しない。	したがって、申立人による本件審査の申立ては不適法であつて補正することができないことは明らかである。 以上のことから、当委員会は、主文のとおり裁決する。 令和8年6月22日 高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司	
--	--	--